

平成15年1月27日  
長崎県警察本部訓令第1号  
最終改正 平成31年3月22日

## 長崎県地域警察の運営に関する訓令

### (概要)

この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年6月19日付け国家公安委員会規則第5号）に定めるもののほか、長崎県警察における地域警察の運営について、必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

- 配置・運用
- 指導監督
- 地域警察活動
- 交番相談員

等を定めている。